## 下呂市クアオルトサポーター設置要綱

# (設置)

第1条 下呂市クアオルト健康ウオーキング(以下「ウオーキング」という。)の普及・啓発により地域の活性化を目指すため、下呂市クアオルトサポーター(以下「サポーター」という。)を設置する。

# (活動)

- 第2条 サポーターは、次に掲げる活動を行う。
  - (1) ウオーキングの普及・啓発の協力
  - (2) 市が作成するチラシ等の設置協力
  - (3) 従業員やその家族へのウオーキング利用促進
  - (4) その他必要と認める活動

## (要件)

第3条 サポーターは、設置目的に賛同する団体または事業所とする。

## (登録申請等)

第4条 サポーターを希望するものは、あらかじめ登録申請書を提出するものとする。

#### (登録期間)

第5条 サポーターの登録期間は、登録の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再登録を防げない。

#### (登録の取り消し)

- 第6条 サポーターとして登録したものが、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。
  - (1) 第3条の登録要件に該当しなくなったとき。
  - (2) サポーターからの申し出があったとき。
  - (3) サポーターとしての適正に欠ける行為があったとき。
  - (4) その他特別な事情があったとき。

## (報酬等)

- 第7条 サポーターの活動に対する報酬は、支給しない。
- 2 サポーターには、以下の特典を与えることができる。
  - (1) ウオーキングに関する情報の提供
  - (2) ウオーキングイベントへの優先参加
  - (3) その他、サポーターに対する支援

本要綱の施行は、令和7年1月27日からとする。